

大門美園自治会の皆さま

自治会長の綾部です。令和2年度最後の回覧となります。ご確認をお願いします。

3月末で退会の方には申し訳ありませんが、次の方に回覧板を回す協力をお願いします。

これまでお知らせした通り、回覧板制度は今回で廃止となります。

長らく回覧へのご協力を有難うございました。

各班長は回覧後にバインダーを現会長宅への投函をお願いします。

- ① 令和3年度自治会総会（定例総会）について（報告）
- ② 自治会会則改定について（協議） 参考資料①あり
- ③ 防災体制の現状について（報告）
- ④ 令和3年度大門美園自治会レクリエーションのお知らせ（第2報） 参考資料②あり
- ⑤ 地域の企業・医院等への協賛依頼について（報告）
- ⑥ 地域内の交通状況について（協議）
- ⑦ ゴミ集積所の設置・利用・撤去要望に関する自治会基本姿勢について（審議） 参考資料③あり
- ⑧ 地域内のゴミ集積所について（報告）
- ⑨ 路上禁煙推進モデル地区申請について（審議）
- ⑩ 自治会費集金方法について（報告）
- ⑪ 美園小スクールサポートネットワーク意見照会について（意見募集） 参考資料④あり
- ⑫ 美園南中 PTA 負担軽減要望について（報告）
- ⑬ 美園地区社会福祉協議会への活動協力について（報告）
- ⑭ 緑区地区懇談会の議題の提出について（意見募集） 参考資料⑤あり

ご意見やご質問のある方は、自治会アドレスまで「お名前と連絡先」をご記載の上、ご連絡ください。

2021年4月1日

大門美園自治会 会長 綾部匡之

自治会アドレス：info@daimonmisono.jp / daimonmisono@gmail.com

自治会長ホームページ：<https://daimonmisono.jp/>



① 令和3年度自治会総会（定例総会）について（報告）

自治会総会(定例総会)の開催日時・方式についてお知らせします。

「総会」「レクリエーション」「防災」に関する自治会からのお知らせについて、一斉メール(bcc)配信にご反対の方はおりませんでしたので、下記の通りとさせていただきます。

開催日時:令和3年5月1日(土)

開催方式:文書総会による書面決議

・文書配信開始:メールにて4月12日頃配信します。

※今年度の会計監査が4月11日を予定。監査の結果次第で配信が遅れる可能性があります。

※回答サイトの URL をあわせてお知らせします。

・回答期間:文書配信後～4月30日(金)

※4月29日(木)までにご回答のない世帯にはメールまたは電話にてリマインドさせていただきます。

・各議案について、2/3 以上の世帯の賛成(委任を含む)をもって総会承認とさせていただく見込みです。

② 自治会会則改定について（協議）

現会長就任後に取り組んだ「班長制の廃止」「防災委員の制定」については皆さまのご承諾を得られたと考えていますので、そちらを盛り込んだ会則を定例総会でご承認いただきたいと考えています。

また、現会長の把握している範囲では(さいたま市緑区役所にも確認済)、平成27年以降会則変更がなされた記録は確認できませんでしたが、会則と実際が一致していない現状があるため、現状に即して条文も変更することを提案します。

さらに、自治会解散も見据えておくことが必要と考えています。解散の手続きや解散時の資産の取り扱いに関する条文追加について、ご意見をいただきたいです。こちらの条文追加については令和3年度ではなく令和4年度の会則変更時でもよいと考えていますが、大きな議論がなければ、そのまま提案させていただきます。

添付の自治会会則変更案(参考資料①)をご参照いただき、ご意見などのある方は、4月11日(日)までに、自治会長までご連絡ください。いただいたご意見を反映させたものを定例総会で審議議案としてあげさせていただきます。

ちなみに、さいたま市の自治会会則変更手続きの流れは下記となります。

「自治会総会にて議決を得ることだけで会則変更は可(市長承認は不要)だが、自治会運営補助金の兼ね合いで緑区役所コミュニティ課に最新の会則を提出することが必要。」

緑区役所からは、過去に会則変更の届出はなされていないとの回答でした。

③ 防災体制の現状について（報告）

令和 3 年度は現会長を含めて 3 名が防災委員に就任見込みです。今後、地域の防災体制の見直しを行いますが、現会長が把握している地域の防災の現状について共有いたします。

●令和 3 年度的美園小避難所運営委員会について

さいたま市より下記日程お知らせと避難所運営委員選出依頼が参りました。防災委員予定者と協議の上、令和 3 年度は現会長が防災委員兼任として避難所運営委員会に出席する予定です。

当自治会の避難所運営委員会の脱会の是非については、今後協議させていただきます。

<令和 3 年度的美園小学校避難所運営委員会について>

- ・令和 3 年 7～8 月頃 避難所運営委員会の開催（班編成の決定、運営訓練日程・内容の確認など）
- ・令和 3 年 9～11 月頃 避難所運営訓練

●災害時のイオンモール浦和美園利用者の帰宅困難者対応について

前回お知らせしたとおり、2 月 26 日にイオンモール浦和美園に確認した情報は下記となります。

- ・災害発生時のイオン利用者について： **イオン内には留まらない。帰宅困難者は美園小学校に避難する。**
- ・美園小避難所運営委員会との連携について： 現状は行われていない。
- ・水害時の立体駐車場利用について： 地域住民が利用可能な方向で今後調整をすすめていく。
- ・震災時の立体駐車場利用について： 崩落の危険性があることから地域住民の利用不可。
- ・イオン駐車場内への自治会防災倉庫の設置について： 今後調整をすすめていく。

上記について美園小避難所運営委員会に共有したところ、さいたま市の想定については下記の回答でした。

市の想定としてはまずは**イオンモール浦和美園に滞在できるかどうかをイオンモール浦和美園が検討いたします。**イオンモール浦和美園が罹災状況により滞在できないと判断された場合は、市の災害対策本部に連絡し各避難所の受入情報提供を提供します。美園地区の場合は、**帰宅困難者一時滞在施設兼二次避難所として「美園コミュニティーセンター」が指定されております。**災害時、「美園コミュニティーセンター」が「帰宅困難者一時滞在施設」として開設された場合は、まずはそちらにイオンモール浦和美園が誘導し、「美園コミュニティーセンター」が満杯になった場合は、受け入れ可能な他の避難所施設への誘導となります。なお、想定人数や推計について市の防災課に確認しましたが、数値はないとのことでした。

イオンとさいたま市の想定に齟齬があるため、イオン担当者にも避難所運営委員会参加を打診したのですが、現状、難しいとのこと。当面は現会長が仲介して、被災時対応を擦り合わせていただくことになりました。こちらの状況については、定期的に自治会の皆さまにはお知らせするようにいたします。

④ 令和3年度大門美園自治会レクリエーションのお知らせ（第2報）

すでに自治会加入世帯にはお知らせしておりますが、4月18日(日)に令和3年度第1弾の自治会レクリエーションを行います。イベントチラシと企画書(参考資料②)を添付しております。

前回の回覧でお知らせした時間から30分遅くなっていますので、ご注意ください。

また前回の回覧から、参加対象を拡大しました。

「自治会加入世帯の児童、協賛枠参加の児童」 希望した企画に優先参加

「自治会未加入世帯、自治会地域外に住んでいる美園小児童」 抽選で当選した場合に参加

自治会加入世帯の児童に楽しんで頂くのが第一ですが、地域の子ども達同士の交流も重要と考えています。

今年度退会されるご世帯も応募可能ですので、子ども達に楽しい思い出をつくっていただければと思います。

すでに定員近くの参加申し込みが届いている企画もあります。定員以上のお申し込みをいただいた企画は早めに申し込みを締め切らせていただく可能性がありますので、ご承知おきください。

今回はタイミングがあわず見合わせとなりましたが、ユニクス浦和美園内にも店舗のあるネイス体操教室から、次回のイベント時の企画協力のお話をいただいております。屋外でのバク転教室や逆上がり教室について話を進めています。令和3年度中に第2弾として体操寄りのジュニアスポーツフェスタを開催したいと考えています。

また自治会とは別に、サンフレッチェ広島アンバサダー森崎浩司さんとフットサル日本代表森岡薫選手を招いてのサッカーイベントを開催する計画も進んでいるので、こちらに自治会加入世帯の小中学生を招待できるようにしたいと考えています。

⑤ 地域の企業・医院等への協賛依頼について（報告）

「無条件の協賛金依頼ではなく、自治会レクリエーションなどイベント開催時の協賛依頼とする。

ポスターへの協賛企業名記載や協賛枠でのイベント優先参加など協賛企業にもメリットのある形をとることで、自治会と地域企業とのつながりを強める。」

前回、審議事項としたこの議案については、どなたからも特にご意見ありませんでしたので、自治会としてご承諾いただいたものとみなします。

議案④の令和3年度第1弾自治会レクリエーションについて、地域の事業所(主に医療機関)に協賛依頼を行いました。今回の自治会レクリエーションの協賛いただける企業については、イベント企画書に記載した通りです。

⑥ 地域内の交通状況について（意見募集）

地域内の違法駐停車車両や車両スピード超過等についてご意見をお寄せいただいております。前回までに県警に連絡し、県警の方でも地域の交通状況についての調査を開始してくれています。

下記の地点などにおける自治会員の皆さまのご意見を募集しています。

地点◎については、新年度の保育園開園にともなった変化をみたいので、今回は自治会提案としてまとめずに、引き続きご意見を募集したいと思います。

次回までに意見をとりまとめて、自治会要望書を作成したいと考えています。

地域内の交通状況についてご意見のある方は **5月1日(土)まで**にお知らせください。

なお、さいたま市および県警が、必ずしも要望通りの対策をとってくださるわけではありませんが、地域が問題視している事項については真摯にご対応する、とのことです。

地点A:ファミリーマート横の道路

※イオンおよびバイパス間のショートカットとして利用されていることは県警等に情報共有済みです。

地点B:美園5丁目第2公園北の周辺道路

※違法駐停車についての苦情が来ています。

地点C:小鳩保育園美園交差点

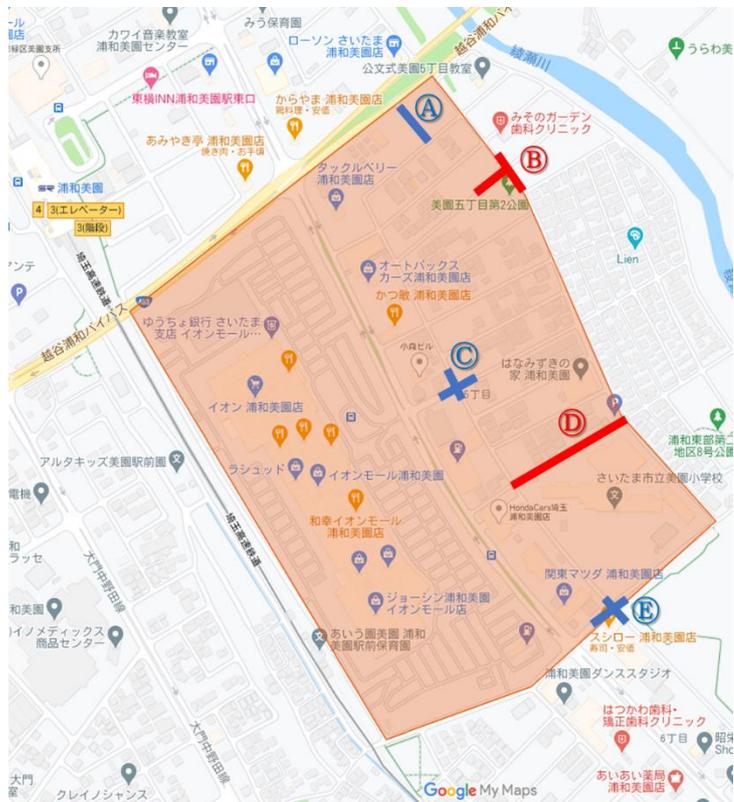
※イオンへのショートカットとして利用されている交差点。保育園開園に伴い、交通渋滞の発生を懸念しています。

地点D:美園小学校北門の道路

※違法駐停車と車の速度超過についての苦情が来ています。

地点E:スシロー北東側の交差点

※歩行者用信号設置の是非について、県警等と情報交換を行っています。



⑦ ゴミ集積所の設置・利用・撤去要望に関する自治会基本姿勢について(審議)

添付した参考資料③にあるように4月1日からさいたま市のゴミ集積所の設置・利用のルールが変更となります。こちらに対応するための自治会基本姿勢を作成しました。

撤去要望に関する基本姿勢については、前回お知らせしたとおりです。

こちらについて新年度自治会継続世帯を対象としたオプトアウト方式での審議事項とさせていただきます。新年度自治会世帯の1/3以上にあたる10世帯以上の反対がなければ、会長委任でご賛成いただいたものとみなします。反対意見などある方は、**5月1日(土)まで**にお知らせください。

「ゴミ集積所の設置・利用に関する自治会基本姿勢」

① ゴミ集積所を新設、利用者全員が自治会に加入する場合

⇒自治会長から近隣の自治会世帯のみに連絡する。自治会未加入世帯には連絡しない。

自治会世帯の同意を得られれば「近隣関係者との協議記録」に自治会長名の記名押印を行う。

② ゴミ集積所を新設、利用者が自治会に加入しない場合

⇒建築事業者から近隣世帯に説明と文書同意取得を行っていただく。

近隣住民の同意文書を確認できれば「近隣関係者との協議記録」に自治会長名の記名押印を行う。

③ 既存のゴミ集積所を利用、利用者が自治会に加入する場合

⇒自治会長から既存利用者に連絡する。既存利用者の同意を得られれば自治会長として承諾する。

既存利用者の同意が得られない場合は、私有地内へ新設することを検討する。

④ 既存のゴミ集積所を利用、利用者が自治会に加入しない場合

⇒建築事業者(または入居者)自身にて既存収集所利用者の同意を得ていただく。

既存利用者の承諾が得られているのであれば自治会長としても承諾する。

「ゴミ集積所の撤去要望に関する自治会基本姿勢」

① 現在の設置場所が私有地の場合

⇒利用者が集積所を適切に管理されている場合は関与しない。

② 現在の設置場所が私有地でなく、要望者 A、現利用者 B がともに非自治会世帯の場合

⇒自治会としては関与しない。A・B 両方で協議していただく。

③ 現在の設置場所が私有地でなく、要望者 A が非自治会世帯、現利用者 B が自治会世帯の場合

⇒自治会としては現利用者 B の意向を尊重し対応する。

④ 現在の設置場所が私有地でなく、要望者 A が自治会世帯、現利用者 B が非自治会世帯の場合

⇒自治会としては要望者 A の意向を尊重し、Bの私有地内への集積所設置について提案、協力を行う。

⑤ 現在の設置場所が私有地でなく、要望者 A、現利用者 B がともに自治会世帯の場合

⇒A・B両者の意向を尊重したうえで、ともに満足できる解決方法を自治会として模索する。

⑧ 地域内のゴミ集積所について（報告）

前回お伝えした、積水ハウス様より、美園5丁目第2公園北側のゴミ集積所の移動(撤去)の打診があった件の続報です。

① 「美園5丁目第2公園北側のゴミ集積所」

自治会世帯と未加入世帯が共同で利用されていることを確認しました。

3月13日に積水ハウス様に、“自治会世帯が利用していること”、“自治会として撤去には応じられないので当面このまま利用させていただきたいこと”をお伝えしました。

② 「美園5丁目第2公園南側のゴミ集積所」

自治会世帯と未加入世帯が共同で利用されていることを確認し、その際、地域の事業所(しみずクリニックふさ)が利用しているという情報がありました。事業所の家庭ごみ集積所利用は法令違反にあたる可能性があります。3月30日にさいたま市環境局(資源循環推進部廃棄物対策課)に情報を共有し、対応を依頼しました。

⑨ 路上禁煙推進モデル地区申請について（審議）

前回のお知らせに、ご賛成いただいた皆さま有難うございます。反対意見もありませんでしたので、「大門美園自治会の路上禁煙推進モデル地区指定」に向けた交渉を進めたいと考えています。

こちらについて新年度自治会継続世帯を対象としたオプトアウト方式での審議事項とさせていただきます。

新年度自治会世帯の1/3以上にあたる10世帯以上の反対がなければ、会長委任でご賛成いただいたものとみなします。反対意見などある方は、**5月1日(土)まで**にお知らせください。

⑩ 自治会費集金方法について（報告）

「自治会費の自治会口座への振込(インターネットバンキングを含む)での支払いを可能とする」

上記を前回お知らせし、どなたからも反対意見がありませんでしたので、ご承諾いただいたものとみなします。令和3年度の定例総会にて年会費が決定したのちに、自治会加入世帯には振込先口座をお知らせいたします。

⑪ 美園小スクールサポートネットワーク意見照会について（意見募集）

美園小スクールサポートネットワーク（SSN）より意見照会が届いています。（参考資料④）

美園小福江教頭先生からも「参加・提言・改革のスタンスで自由にご意見をいただければと思っております。」とメールがありましたので、率直な意見を求めているのかもしれませんが。

自治会として取りまとめて回答しますので、添付資料をご覧ください、ご意見やご懸念などのある方は、**5月1日(土)までに**現会長にお知らせください。直接、学校にお伝えしていただいても結構です。

⑫ 美園南中 PTA 負担軽減要望について（報告）

現会長の就任後から、美園南中 PTA の方が美園南中学校からのお知らせを、現会長自宅まで直接持参する慣例が続くため、美園南中 長岡校長先生、美園南中 PTA 内田会長、および、さいたま市教育委員会とメールでの意見交換を行ってきました。

「保護者に、会長自宅まで直接持参させることをなくしたい」という要望をご理解いただき、美園南中からの地域へのお知らせは、メールでご連絡いただけることになりました。

引き続き、現会長の任期中は「前例主義に縛られない」「同調圧力のない」町づくりを進めて参ります。

⑬ 美園地区社会福祉協議会への活動協力について（報告）

自治会活動のスリム化の一環として美園地区社会福祉協議会様に下記の申し入れを行いました。

- ・自治会内で来年度の社会福祉協議会の担当希望者がいないため、来年度は会長が連絡など請け負うこと。
- ・会合への協力や参加については、3か月以上前に日程をお知らせいただければ日程調整可能であること。（直前連絡での参加はできないこと）
- ・大門美園自治会として何名だしていただきなどの人手出しの依頼や、自治会で取りまとめたの寄付はお断りさせていただきますこと。

上記について美園地区社会福祉協議会様にはご理解いただき、総会や敬老会、歳末たすけあい運動の協力依頼を行わないことにしていただけるとのことです。

社会福祉協議会は個人での入会や協賛も可能です。こども食堂応援基金への寄付も受付中です。

ご賛同される方は埼玉県社会福祉協議会のホームページをご覧ください。

⑭ 緑区地区懇談会の議題の提出について（報告）

参考資料④にある通り、緑区地区懇談会に提出する議題を募集します。前述の議題以外でご意見のある方は**5月1日(土)までに**現会長にお知らせください。